

平成30年関川村議会1月（第1回）臨時会議会議録（第1号）

○議事日程

平成30年1月17日（水曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第1号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第2号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第3号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第4号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第5号 関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第6号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第7号）
- 第 9 議案第7号 平成29年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第8号 平成29年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第11 議員派遣

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第1号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第2号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第3号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第4号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第5号 関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第6号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第7号）
- 第 9 議案第7号 平成29年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第8号 平成29年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

第 1 1 議員派遣

○出席議員（10名）

1 番	近	良	平	君	2 番	伊	藤	敏	哉	君		
3 番	小	澤	仁	君	4 番	加	藤	和	泰	君		
5 番	鈴	木	万	寿	夫	君	6 番	高	橋	忠	夫	君
7 番	高	橋	正	之	君	8 番	菅	原	修	君		
9 番	伝	信	男	君	10 番	平	田	広	君			

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者

村	長	加	藤	弘	君						
教	育	長	佐	藤	修	一	君				
総	務	課	長	加	藤	善	彦	君			
税	務	会	計	課	長	田	村	久	美	子	君
住	民	福	祉	課	長	中	東	正	子	君	
農	林	観	光	課	長	伊	藤	隆	君		
建	設	環	境	課	長	高	橋	賢	吉	君	
教	育	課	長	稲	家	誠	君				
総	務	課	参	事	野	本	誠	君			
住	民	福	祉	課	参	事	伊	藤	和	義	君
農	林	観	光	課	参	事	板	越	昌	生	君
教	育	課	参	事	安	久	昭	男	君		

○事務局職員出席者

事	務	局	長	佐	藤	充	代
主	任	石	山	洋	介		

午前10時00分 開会

○議長（近 良平君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより平成30年関川村議会1月臨時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（近 良平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番、高橋忠夫さん、7番、高橋正之さんを指名いたします。

日程第2、諸般の報告

○議長（近 良平君） 日程第2、諸般の報告を行います。

下越障害福祉事務組合の平成28年度歳入歳出決算書が提出されております。お手元に配付のとおりです。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成29年11月分の例月出納検査の結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ごらんください。

以上で諸般の報告を終わります。

村長から就任の挨拶について申し出がありました。これを許可します。村長。

○村長（加藤 弘君） 皆さん、新年明けましておめでとうございます。

本日、平成30年関川村議会1月臨時会議をお願いいたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

今回の臨時議会にお諮りいたします案件は、条例改正案件5件、一般会計と各特別会計補正予算案件3件、以上8件であります。

議長のお許しを得まして、この厳粛な議場におきまして、村民の代表であります議会の皆様方に私が村長就任のご挨拶を申し上げる機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、昨年12月17日に行われました村長選挙の後、関川村選挙管理委員会の伊藤敏委員長から当選の告知を受け、当選証書を付与され、12月24日、第9代関川村長に就任させていただきました。そして、12月25日、平田大六前村長から村長事務の引き継ぎを受けました。

村政に対します私の思いにつきましては、1月1日付の広報せきかわ681号、あるいは年末年始

の地元新聞紙にもその思いの一端を述べさせていただいております。

3月の定例議会には、改めて私の村政に対する思いを述べ、それを踏まえて新年度予算案等を提案させていただくことにしておりますので、よろしくお願いいたします。

私たち関川村は、国策である合併推進という大きな流れの中で、近隣市町村とは合併せず、自立の道を選択いたしました。そして、早いもので15年がたちます。自立を選び、これまで村政運営に努力された平田大六前村長を初め、これまで多くの先人たちの努力により発展してきたこの村のかじ取りを担うことを思うと、今さらながらにその責任の重大さを感じるところであります。

私は、全職員とともに決意を新たにし、まずは、村民との信頼関係をさらに深め、先人に恥じないよう、豊かで住みよい活気のある村づくりに努めてまいります。

議会と執行機関は、車の両輪であると言われる。そのことを心に刻みまして、公正な姿勢で村民本位の村政に取り組んでまいります。

議員の皆様におかれましては、私の意をご理解くださいまして、今後提案いたします事柄につきましても深いご議論をいただき、ご指導、ご協力をいただけますようお願いしまして、私の村長就任の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

日程第3、議案第1号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第4、議案第2号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第5、議案第3号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第6、議案第4号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第7、議案第5号 関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（近 良平君） 日程第3、議案第1号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例から日程第7、議案第5号 関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例まで、以上5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第1号から第5号までの条例改正案件5件についてであります。

この5議案は、議会議員、常勤特別職、一般職職員、技能労務職員、診療所勤務医の報酬及び給与等の改定についての条例改正であります。

国では、人事院の勧告に従い既に給与等の法律の改正が成立しており、また、県においても同様

であります。したがいまして、村におきましても、これに準じ改正するものであります。

詳細は、給与関係を所管いたします総務課長から説明をさせます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） それでは、私のほうで説明をさせていただきます。

議案第1号から5号までの一部改正条例は、今ほど村長が申し述べましたとおり、人事院勧告に基づきまして、県や近隣市の状況に準じまして、給与等を改正するものであります。

初めに、第1号議案 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましても、はぐいていただきまして、1ページ、第1条では、本条例第5条第2項中、12月に支給する期末手当の額を現行100分の170を100分の175を乗じて得た額に改め、平成29年12月1日から適用するものであります。

次のページに入りまして、第2条では、平成30年4月1日以降の支給につきましても、6月、12月の支給割合をそれぞれ100分の157.5、100分の172.5とするものであります。

続きまして、議案第2号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましても、議員報酬と同様に、第1条では、本条例第3条第2項中、12月に支給する期末手当の額を現行の100分の170を100分の175を乗じて得た額に改め、平成29年12月1日から適用するものであります。

次のページ、第2条では、平成30年4月1日以降の支給につきましても、6月、12月の支給割合をそれぞれ100分の157.5、100分の172.5とするものであります。

次に、議案第3号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、第1条では、本条例第17条第2項第1号中、勤勉手当の支給額を現行の100分の85を100分の95を乗じて得た額とするものであります。また、再任用の職員につきましても現行100分の40を100分の45を乗じて得た額とするものであります。行政職給料表につきましても、初任給の1,000円引き上げと若年層の同程度の引き上げを行うこととし、その他の者につきましても、400円程度引き上げるものでございます。

はぐりまして、第2条では、本条例第7条第2項では、県に準じて言い回しを変えたものであります。第2号は、子供と孫で支給に差が生じたことから、一部を加えまして、これを子と孫に分けたものでございます。第3項では、現行の配偶者1万3,000円、子と孫6,500円を配偶者と孫等を6,500円、子を1万円とするもので、平成30年度は、特例として配偶者1万円、子8,000円、孫6,500円とし、平成31年度から適用されます。

第8条は、項、号の内容の整序と言い回しの修正を行ったものであります。

第17条第2項第1号、平成30年4月1日以降の勤勉手当につきましても、100分の90を乗じて得た額とするものでございます。また、再任用職員の勤勉手当につきましても、100分の42.5を乗じ

て得た額とするものでございます。

次に、議案第4号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は、給料手当等につきまして、一般職員に準じまして改定を行うというものでございます。給料表につきましては、後ほどごらんいただければと思います。

次に、議案第5号 関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例は、これにつきましても給料手当等につきましては、一般職員に準じて改定を行うというものでございます。給料表につきましては、後ほどごらんいただければと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより、質疑、討論、採決に入ります。

議案第1号から議案第5号まで、以上5件について一括して質疑を許します。

発言者は、質疑する議案の議案番号を述べて質疑してください。

質疑の回数は、一人につき3回までですので、ご注意ください。

できるだけ要約して、聞き漏らしのないように。一括ですからね。お願いします。

質疑ありませんか。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。関川村国民健康保険診療所の給料の件なんですけれども、この給料に関しては別に問題ないんですけれども、昨年診療所の医師がいなくなるということで、今、村がやっていると。その辺の現状をちょっと聞きたいんですけれども、よろしいですか。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） 前の区長会議でも前副村長から説明させていただきましたが、3月で65歳で定年退職ということでございます。ただ、今の太田医師が2月、3月と40日間の有給休暇を取得しております。それで、2月からは1週間に1回医師の派遣が決まりまして、今その手続をとっております。毎日常時勤務ということは不可能でしたけれども、1週間に1回ずつ勤務の手配は終わっております。今、準備というか、手続している途中でございます。

○議長（近 良平君） 9番。

○9番（伝 信男君） 村民の一部の方から、本人はまだ医者をやりたい気があるんですけども、村からやめさせられると。何でそんな医者もいないのにやめさせるんだという話がちょっと入ってきたものですから、その現状を聞きたかったんです。私は、定年退職でもうやめるんですよという話はしたんですけども、何か医者と話したら、いや、医者はここでまだ仕事はする気があるんですけども、村がやめろと言ったからやめることにしたと、そういう話がちょっと入ってきたので、その辺の事実は、要は、定年退職でやめると、そういう話でよろしいんですね。

○議長（近 良平君） 2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 議案第1号についてお聞きします。ほかの第5号まで関連はしているんですが、先ほど加藤村長、それから総務課長からご説明あったように、人事院勧告に基づくものだというご説明でしたけれども、その仕組みと申しますか、例えば、人事院から各市町村に示されたそのパーセントですね、そういうものをそのまま関川村に置きかえてパーセントではじくのか、あるいは、そういうガイドライン的なものが示されて、それで村で協議して村長決裁で決まるというようなシステムなのか、そのあたり、その決め方というんですか、その概要をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） これにつきましては、国で改定を行ったものを県で承認と申しますか、改正をして、我々は県に準じて改定を行っております。また、近隣市の状況も含めまして、ほとんどが皆県に右倣えなんですけれども、それに状況を見て行うといったようなことで、昨年も同様の状況を考慮して、そのまま県の意向を反映するような形で上げております。今回ですと、議会ですと0.05、職員ですと0.1という期末、勤勉手当の関係が出てまいりましたので、それをそのまま適用させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（近 良平君） 2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。関連して、もう1点なんですけれども、条例が昨年の12月1日にさかのぼってということですが、賃上げと申しますか、金額のアップも12月1日からになりますという理解でよろしいでしょうか。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 議員の場合ですと、12月1日ということで報酬の関係になりますし、職員の関係は、給与関係は4月にさかのぼってになると思いますので。（「一番ケツの附則見てみて、附則。全部の条例に附則があるの」の声あり）この附則の2項のところ、給与に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用するというので、差額については4月1日、昨年の給与が反映されるということでございます。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第5号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号から議案第5号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

初めに、議案第1号について討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

次に、議案第2号について討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

次に、議案第3号について討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

次に、議案第4号について討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

次に、議案第5号について討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより、議案第1号から議案第5号まで、以上5件を一括採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

お諮りします。議案第1号から議案第5号まで、以上5件について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第6号 平成29年度関川村一般会計補正予算(第7号)

日程第 9、議案第7号 平成29年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第2号)

日程第10、議案第8号 平成29年度関川村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(近 良平君) 日程第8、議案第6号 平成29年度関川村一般会計補正予算(第7号)から日程第10、議案第8号 平成29年度関川村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)まで、以上3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第6号から議案第8号まで、平成29年度補正予算の3議案についてであります。

議案第6号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第7号）は、既定の予算総額から430万円を減額するものであります。先ほどの条例改正によります報酬・給与等の差額並びに事業の精算等による補正を行うものであります。詳細は総務課長に説明をさせます。

次に、議案第7号 平成29年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第2号）、議案第8号 平成29年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。これにつきましても、条例改正に伴います給与等の差額並びに事業の精算等による補正を行うものであります。この詳細につきましては、住民福祉課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 議案第6号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第7号）につきましてご説明いたします。

今ほど村長が申し上げましたとおり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ430万円減額しまして、歳入歳出の総額をそれぞれ50億2,470万円とするものでございます。

初めに、歳出につきましてご説明申し上げます。

9ページをお開きください。

1款1項1目2節、3節、4節、給料職員手当等につきましては、先ほど条例の一部改正で説明申し上げました人事院勧告に伴い職員給与、議員報酬の差額を4月1日、12月1日にさかのぼって支給するものでございます。それぞれの款項目でこういったものが出てまいりますけれども、この後につきましては、同様の内容でございますので省略させていただきます。

全体につきましては、22ページを見ていただきたいんですけれども、22ページ以降ということで、こちらで特別職といたしましては、長で29万円、議員で10万6,000円の増、それぞれはぐりまして、一般職員がその次のページにございますけれども、こちらで23、24にも書いてございますが、給与の改定では、育児休業、児童手当の減額等によって320万円の減となるということでございます。

戻りまして、11ページの3項1目13節委託料は、マイナンバーの関係ですけれども、旧姓の管理機能の追加によるシステム改修費で、全額国庫補助で行うというものでございます。10万8,000円でございます。

次に、12ページの介護給付費等の支給審査、こちらのほうで減額3万8,000円でございますけれども、これにつきましては、村上市にお願いしている事項でございまして、事業の精算による減額でございます。

13ページの4款1項5目13節斎場運営委託料、これにつきましては、運営費が確定したというこ

とで1万5,000円の増額を行うものでございます。これも精算に伴うものでございます。それと、下のほうで、2項1目13節ごみ処理運営費委託料につきましては、事業精算による減額でございます。

次に、14ページ。こちらの19節荒川郷ごみ焼却場施設解体事業負担金、これにつきましては、事業が確定したということでの精算で1,000円の減ということでございます。

はぐりまして、16ページ。

16ページの6款1項2目19節えちごせきかわ雪まつり、これにつきましては、商工会で主催するイベントでございますが、過去2回実施しておりました。ただ、ことしにつきましては、商工会からこのイベントは行わないという連絡がございましたので、補助金を減額するものでございます。

その下の買い物利便性向上ビジネス支援事業、これにつきましては、村内で食品の買い物等ができるよう商店の起業を計画している業者を支援するものであり、県と村が補助を行うものでございます。後ほど県の補助金も歳入のほうで説明させていただきます。

次に、3目19節越後村上物産会補助金、これにつきましては、事業の精算による減額でございます。越後村上物産会は、事務局が村上にありまして、物産の販売PRを目的に各種イベントへの出店、郡市内での物産店の開催などを実施している団体で、村からは1業者が参加しております。

次に、全国ホテル研究会開催補助金、これにつきましては、補助金が直接事業者のほうに行うということになりましたので、減額をするものでございます。

それから、12節役務費の手数料につきましては、これは山小屋への資材の搬入へり、これの精算による減額です。

その下の備品購入費の関係ですが、これも事業精算によるものですが、これはバッテリーカーの購入の当初予算と実額の差額を減額するものでございます。

次に、17ページ。

8款1項1目13節常備消防運営委託料、これにつきましては事業精算による増額でございます。

18ページをお開きください。

9款1項3目13節理科教育センター運営委託料とことばところの相談室運営委託料、これにつきましては事業精算による減額でございます。

20ページをごらんください。

9款4項1目13節図書館ネットワーク運営委託料、視聴覚ライブラリー運営委託料、これにつきましても事業精算による増額、減額でございます。

次に、歳入につきまして説明を申し上げます。

7ページにお戻りください。

13款2項1目1節社会保障・税番号制度システム整備国庫補助金、これにつきましては、先ほど

申し上げたマイナンバーのシステム改修に伴う補助金でございます。

14款2項5目1節特定地域の自立安全を支援する事業補助金は、全国ホテル研究会の開催補助で、先ほど申し上げましたとおり村のホテル研究会に直接補助となったことから減額をするものでございます。

買い物利便性向上ビジネス支援事業県補助金、これにつきましては、先ほどの商店の起業に対する県補助金であります。

17款1項1目1節財政調整基金繰入金、これにつきましては、事業の精算等による調整により、減額を行うものでございます。

8ページの18款1項1目1節繰越金につきましては、申しわけございませんが、これについては錯誤ということで減額をさせていただくものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） それでは、議案第7号 平成29年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第2号）を説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,550万円とするものでございます。

最初に、歳出から説明させていただきます。

305ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費、先ほど制度の説明をされましたけれども、制度改正に伴う勤勉手当とそれに伴う共済組合負担金、合計20万円の増額補正とするものでございます。

次に、歳入。304ページをごらんください。

5款1項1目歳出に伴います繰越金20万円の増額補正でございます。

以上で、議案第7号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第8号 平成29年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を説明させていただきます。

この補正は、歳入歳出予算の総額に移動がございませんが、款の金額が相互に増減する補正でございます。

最初に、歳出から説明させていただきます。

405ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費16万円は、給与条例の改正及び制度改正に伴う勤勉手当の増額補正が主なものでございます。

3項介護認定審査会、これは村上市と栗島浦村、関川村で共同設置しているもので、事務局の村

上市から負担金確定により減額補正するものでございます。

次のページ、4款地域包括支援センター運営事業費、これも給与条例の改正及び制度改正に伴う勤勉手当の増額補正でございます。

次に、歳入の404ページをごらんください。

歳出に伴います繰越金の調整でございます。

以上で、議案第8号の説明を終わらせていただきます。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第6号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第7号）について質疑を許します。質疑はありますか。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 伝です。16ページ、6款商工業費の部分の2目商工業振興費、これの買い物利便性向上ビジネス支援事業補助金、これ200万円入っていますけれども、この事業は多分村民が今一番期待している、必要としている事業だと私は考えております。

そんな中で、村がこういう形で取り組む事業者に対して補助をする、これはもう本当に必要なことだと思いますけれども、金銭面の補助だけじゃなくて、いろんな部分でやっぱりこの事業には村もかかわっていく必要があると考えております。村の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（近 良平君） 村長。村の方針ですから、村長に聞きたいと。

○村長（加藤 弘君） 座ってでいいですか。

○議長（近 良平君） 立ってください。

○村長（加藤 弘君） 立ってですか、はい。今のご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいましたとおりこの地域全体がどんどん人口減少の中で経済活動が低迷してきていると。その一環で一部スーパーが撤退等で、村民の買い物に対する不便さが目立ってきているという状況でございましたので、こうした事業について、事業者の名乗りがありましたものですから、ぜひ村としても積極的に関与していきたいなと思っております。

これは、第1号といいましょうか、こういう形で出店がされるわけですから、そういった実績も踏まえながら、今後いわゆる買い物難民のあり方をどうするかというのは、これからも真剣に考えていかなきゃならないなど。私の一つの課題だなと今認識しているところでございます。

○議長（近 良平君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） こういう買い物支援とかそういうものに関して、多分村だけではなくて村の枝組織であります社会福祉協議会とか、そういうことでもいろいろな形では取り組んでおりますので、できれば連携して本当に村民のためになるようにしていただきたいなと思います。そういうふうに要望して質問を終わります。

○議長（近 良平君） 10番、平田さん。

○10番（平田 広君） 今、村でスーパーがなくなりまして、大変いいことだと思うんですけども、この事業ですね、ありがたいと思うんですけども、ただ、過去に農業関係でもみんな国県の補助に対して村からの10%をつけ足してきたんですけども、十五、六年前にそれが10%から5%になって、10年ぐらい前からそれもみんななくなったと。今は全然つけ足しはしていない状況なんです。そんな中で、今こういう事業が県単事業として出てきたということだと思うんですけども、この中の事業費、また、補助の割合をまず教えていただきたいと思うんですけども、お願いします。

○議長（近 良平君） 農林観光課長、どうぞ。

○農林観光課長（伊藤 隆君） この事業につきましては、村内の事業者が空き店舗を利用してミニスーパー的なものを運営していきたいということで考えている事業でございます、村の補助を受けて県も補助するという事業内容になってございまして、県の事業費の上限額が100万円となっております。村につきましても、それと同額の補助を今回計上させていただきました。事業費につきましては、県の上限枠100万円でありますけれども、これはたしか3分の1だったかと思っておりますけれども、大幅にそれを超える3倍以上の金額を今考えているようございまして、詳細な全体事業費につきましては、まだ私どものほうには来ていないという状況でございます。ただ、事業費的には300万円を超えるかなりの金額の投資が必要であろうと、こういう内容になっております。

以上であります。

○議長（近 良平君） 10番、平田さん。

○10番（平田 広君） はい、ありがとうございました。要は、今、農地・水のお話ししたけれども、国県も市町村がこれだけつけなければ、この事業はだめですよという中に入ってたんだな。例えば、農地・水であれば、4分の2、2分の1を国が出して、残りの4分の2を県村が2分の1で出すと、こういう格好。これと同じですね。（「そうです」の声あり）はい、わかりました。ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 16ページの同じく3目観光振興費の説明のところの4全国ホテル研究会開催補助金、減額がございしますが、全国ホテル研究会が昨年盛大に行われまして、成功裏に終わったと感じているところでして、我々議員も積極的に参加させていただいたんですけども、総括といたしますか、例えば全国から大勢来られた方々が、高瀬あるいは温泉地に宿泊されたとか、いろんな具体的な効果、一番の効果はホテルに対する認識が深まったということだと思うんですけども、二次的な効果として、そういう村に及ぼしたプラス面というか、そういうものを概略で結構ですので、担当課長のほうで把握している範囲で結構ですので、ざっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（伊藤 隆君） 昨年は、大勢の皆様方にご協力いただきまして、大会を成功裏におさめることができました。大変ありがとうございました。

それで、ご質問の内容でございますけれども、全国から北は北海道、南は沖縄までの方が参加していただきまして、260名ほど全国から来村いただいたところでございます。それで、地元のスタッフ、小学生、中学生も参加していただいたところでございますけれども、合わせますと460名ほどの参加人数と私どもは把握してございます。全国から260名を超える皆様方をお迎えしたわけでございますけれども、当村の旅館にお泊りいただいたのは、2日間合わせまして210名ほどが宿泊していただいたところでございます。

なお、期間は3日間で行ったんでありますけれども、3日目は、当村含めまして近隣の観光を案内したところではあったんですけども、希望者がなくて、実質2日間を終了したということで、予算的にもその分残が出たということで、減額補正をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成29年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第2号）について質疑を許します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第7号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成29年度関川村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第8号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議員派遣

○議長(近 良平君) 日程第11、議員派遣について議題といたします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣するこ

とにしたいと思います。なお、変更があった場合は、議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、日程第11、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

○議長(近 良平君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午前10時43分 散 会

地方自治法第123号第2項の規定によりここに署名する。

関川村議会議長

議 員

議 員